

## 補助金・交付金 チェックシート (No.1)

補助金名 (交付金名)	保存樹木等管理費補助金	開始 年 度	昭和49年度
----------------	-------------	-----------	--------

団 体 名	保存樹木等所有者
-------	----------

助成の根拠規定等 (条例・規則・要綱等)	函館市緑化条例, 保存樹木等助成金交付要綱
-------------------------	-----------------------

## ○補助事業の内容および目的・効果

内 容	保存樹木等の保存に必要な費用の一部を助成 保存樹木については, 1本につき2,000円 保存樹林については, 1㎡につき5円 保存生垣については, 1㎡につき57円
目 的	(目 的) 緑豊かな環境および美観風致を維持するために指定した保存樹木等の保存
・ 効 果	(効 果) 緑豊かな環境および美観風致の維持に一定の効果を示している

## ○補助事業の収支状況

(単位: 千円)

	年 度	助 成 金		事業収入	会 費	繰越金	計
		市	その他				
収    入	28	345					345
	29	335					335
	30	333					333
	元	331					331
	2	327					327
支    出	年 度	人件費	事務費	事業費	上部団体 負担金等		計
	28						0
	29						0
	30						0
	元						0
2						0	

## 補助金・交付金チェックシート (No.2)

補助金名 (交付金名)	保存樹木等管理費補助金
----------------	-------------

## ○基本的視点の再チェック

基本的視点		適	不適	説明
1	公益性 (明確な公益性があるか) ①広く市民生活の向上に貢献する事業 ②市民ニーズが高い事業	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	市の緑の保全と育成を市民協働により推進していくことを定めた「函館市緑化条例」や市の緑化政策を定めた「函館市緑の基本計画」に明記された事業で、民有地における貴重な樹木等を後世に残し伝える事業であり、公益性がある。
2	必要性 (補助しなければならない事業であるか)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	函館市緑化条例の理念を具現化した市民協働による象徴的緑化事業として長年、実施してきた経過がある。保存樹木は、市民共有の財産として引き継ぎ守り育てていかなければならないと考えており、そのためには、市からの支援を通じ、適切に保全していく必要がある。
3	自主性 (自主自立に向け努力しているか)	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保存樹木制度は、市民協働による管理の実現を趣旨としているため、「自主自立」という視点は、当該事業には合致しない。
4	有効性 (他の手法ではなく補助することが、施策目的実現に最適か)	<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	保存樹木制度は、所有者等の自主性を確保しながら、市が側面から支援を行うことにより市民協働による管理を実現しているもので、補助による事業実施は、施策目的を実現できる最適な手法となっている。

※適・不適であっても、説明欄は必ず記載してください。

## ○財政的視点のチェック

財政的視点		不適	不適の場合の理由と今後の対応について
1	積算内訳は、前年踏襲となっていないか	<input type="checkbox"/>	
2	補助金等の使途は適切である	<input type="checkbox"/>	
3	積算基準は定められている	<input type="checkbox"/>	
4	補助割合は、補助対象経費の1/2以内である	<input type="checkbox"/>	
5	前年度繰越金は生じていないか	<input type="checkbox"/>	
6	自主財源の確保に努めている (最低でも前年度の収入を確保しているか)	<input type="checkbox"/>	
7	経常経費の節減に努めているか	<input type="checkbox"/>	

※不適の場合は、説明欄に必ず記載してください。

# 補助金・交付金チェックシート (No.3)

補助金名 (交付金名)	保存樹木管理費補助金
----------------	------------

## ○補助効果の検証

(効果測定方法, 具体的な数値等)  本市が指定している保存樹木等の残存数
(達成状況)  制度発足当時(昭和49年)において, 本市が指定した樹木本数は, 保存樹木32本, 保存樹林2か所で1,920㎡で, 現在は141本, 保存樹林7か所で19,460㎡となっている。指定樹木数は, 昭和62年度がピークで, それ以降は減少し続けているが, 当該制度があることで, 民有地に多くの貴重な緑が確保されている。

※継続事業は, 直近の実績 新規事業は, 効果のみ記載してください。



(評価) 十分効果をあげている <input checked="" type="checkbox"/> 一定の効果をあげている <input type="checkbox"/> 効果が疑問である <input type="checkbox"/> その他 <input type="checkbox"/>	(理由) 市民協働による緑あふれるまちづくりを推進するうえで, 民有地における自発的な緑の保全の取り組みは不可欠で, 適切な管理を行ってもらうためのインセンティブを高める事業として十分効果をあげていると考えている。
---	--

## ○今後の方向性

<input checked="" type="checkbox"/>	現行のまま補助を継続	(見直しの内容)    (見直しの時期)
<input type="checkbox"/>	見直したうえで補助を継続	
<input type="checkbox"/>	廃止	
<input type="checkbox"/>	その他	

(廃止の理由)  (廃止の時期)	(その他の内容)
------------------------	----------

## ○終期の設定

終期設定 令和 5 年度	➡	<input type="checkbox"/> 終期到来により廃止 <input checked="" type="checkbox"/> 終期到来時に再検討	➡	次回チェック年度(予定) 令和 5 年度
-----------------	---	---	---	-------------------------